

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十六号

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を

改正する条例

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例（平成十八年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この条例において「接待風俗営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「法」という。）第二条第一項第一号又は第二号に規定する営業をいう。

2 この条例において「性風俗特殊営業」とは、法第二条第六項第一号若しくは第二号又は第七項第一号に規定する営業をいう。

3 この条例において「風俗案内」とは、有償又は無償で行う次の各号のいずれかに掲げる行為（接待風俗営業又は性風俗特殊営業を営む者が当該営業に関して行うものを除く。）をいう。

一 特定の接待風俗営業又は性風俗特殊営業に係る次のいずれかに掲げる事項に関する情報の提供を受けようとする者の求めに応じ、当該情報を提供すること。

イ 客が受けることのできる接待（歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすことをいう。以下同じ。）又は客が提供を受けることのできる特殊役務（異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務をいう。以下同じ。）の内容

ロ 接待又は特殊役務に従事する者に関する事項

ハ 客が接待又は特殊役務の提供を受けることのできる時間

ニ 客がすることのできる遊興又は飲食に関する事項

ホ 客が支払うべき料金

二 前号イからホまでのいずれかに掲げる事項について条件を指定して、当該条件に合致する接待風俗営業又は性風俗特殊営業の営業所、事務所又は受付所（法第三十一条の二第二項第七号に規定する受付所をいう。次号及び第四号において同じ。）の名称所在地又は電話番号その他の連絡先に関する情報の提供を受けようとする者の求めに

応じ、当該情報を提供すること。

三 接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客となろうとする者を、当該営業の営業所若しくは受付所又は当該営業を営む者が指定する場所に送り届けること。

四 接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客となろうとする者に対し、その者を当該営業の営業所若しくは受付所又は当該営業を営む者が指定する場所に送り届ける者と待ち合わせるための場所を提供すること。

五 前各号に掲げるもののほか、接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客となろうとする者のため、当該営業を営む者から接待又は特殊役務の提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをすること。

4 この条例において「風俗案内業」とは、風俗案内を行うための施設（以下「事業所」という。）を設け、当該事業所において風俗案内を行う事業をいう。

第十五条を第二十条とする。

第十四条第三号中「第十条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第六条」を「第十条」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第五条第二項」を「第九条第二項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加え、同条を第十九条とする。

一 第八条第二項の規定に違反して、台帳を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

第十三条各号を次のように改める。

一 第五条第一項の規定による届出（同条第三項に規定する書類が添付されているものに限る。）をしないで風俗案内業を行った者

二 第五条第二項の規定による届出（同条第三項に規定する書類が添付されているものに限る。）をしなかった者

三 第五条第一項又は第二項の規定により届出をしなければならない場合において、虚偽の届出（同条第三項の規定により添付した書類に虚偽の記載がある場合を含む。）をした者

第十三条を第十八条とする。

第十二条第一項第一号中「第四条第五号又は第六号」を「第三条第一項、第六条又は第七条第一号、第七号若しくは第八号」に改め、同項第二号中「第八条」を「第十二条又は第十三条」に改め、同条第二項中「第四条第五号」を「第七条第七号」に改め、同条を第十七条とする。

第十一条を第十六条とし、第十条を第十五条とする。

第九条第一項中「前条」を「前二条」に改め、「停止」の下に「又は廃止」を加え、同条を第十四条とする。

第八条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事業廃止命令)

第十三条 公安委員会は、事業者について次の各号のいずれかに該当していることが判明したときは、当該事業者に対し、その者が行う当該風俗案内業の廃止を命じることができらる。

一 第三条第一項の規定に違反したことを。

二 第四条各号のいずれかに該当していること。

三 本人又は役員等が、現に広島県暴力団排除条例(平成二十二年広島県条例第三十七号)第十九条第三項の規定により公表されていること。

第七条を第十一条とし、第六条を第十条とし、第五条を第九条とする。

第四条中第六号を第八号とし、同条第五号中「午後十時から翌日の日出時まで」の期間において、「事業所」を「事業所」に改め、「利用者」の下に「(接待風俗営業又は性風俗特殊営業に係る第二条第三項第一号イからホまでに係る情報の提供を受けようとする者をいう。以下同じ。)」を加え、同号を同条第七号とし、同条中第四号を第六号とし、同条第三号中「第二条第一項各号に掲げる営業」を「接待風俗営業又は性風俗特殊営業」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第二号を第四号とし、同条第一号中「別表」を「別表第二」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 広島市中区葉研堀一番街区、四番街区、五番街区及び八番街区並びに同区弥生町三番街区及び六番街区(法第二十八条第一項に規定する区域を除く。)以外の地域において、性風俗特殊営業に関し、風俗案内を行うこと。

二 法第三条第一項の規定に違反して営まれている接待風俗営業又は法第二十七条第一項の規定若しくは法第三十一条の二の規定に違反して営まれている性風俗特殊営業に関し、風俗案内を行うこと。

第四条に次の二号を加え、同条を第七条とする。

九 接待風俗営業の営業所において卑わいな行為が行われていると思われるような事項を利用者に告げること。

十 卑わいな行為が行われている接待風俗営業に関し、風俗案内を行うこと。

第七条の次に次の一条を加える。

(風俗案内受託時の許可証等の確認等)

第八条 事業者は、接待風俗営業を営む者又は性風俗特殊営業を営む者から事業所で行う

風俗案内を受託する場合は、あらかじめ、当該営業を営む者が法第三条第一項に規定する許可を受けていること又は法第二十七条第一項若しくは第三十一条の二第一項の規定による届出をしていることを確認しなければならない。

2 事業者は、事業所ごとに公安委員会規則で定める方法による台帳を備え、前項の規定による確認をしたときは、これに同項の営業を営む者に係る氏名又は名称、営業の種別その他公安委員会規則で定める事項を記載しなければならない。

第三条第一項第一号中「代表者」の下に「及び役員」を加え、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(名義貸しの禁止)

第六条 前条第一項の規定による届出をした者は、自己の名義をもって、他人に風俗案内業を行わせてはならない。

第二条の次に次の二条を加える。

(禁止地域)

第三条 何人も、次に掲げる地域（上空及び地下の空間を含む。）においては、風俗案内業を行ってはならない。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

二 都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域（以下「商業地域」という。）のうち、別表第一に掲げる街区及びそれらの街区に接する道路の部分

三 前二号に掲げる地域のほか、次の表の上欄に掲げる施設の敷地の周囲から、当該施設ごとにそれぞれ同表の下欄に定める距離の区域内の地域

施設	距離
広島県青少年健全育成条例（昭和五十四年広島県条例第二号）第三十八条の三第一項各号に掲げる施設	二百メートル
平和記念公園（広島市中区大手町一丁目十番街区及び同区中島町一番街区（平和大通りの北側の路端より北の部分に限る。））	二百メートル
図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館	七十メートル
都市計画法第八条第一項第一号に規定する近隣商業地域（以下「近隣商業地域」という。）に所在するもの	八十メートル

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所（四人以上の患者を入院させるための施設を有するものに限る。）	商業地域及び近隣商業地域以外の地域に所在するもの	百メートル
	商業地域に所在するもの	二十メートル
	近隣商業地域に所在するもの	三十メートル
	商業地域及び近隣商業地域以外の地域に所在するもの	五十メートル

2 前項の規定は、現に第五条第一項の規定による届出をして風俗案内業を行っている者の当該事業所の所在地が、前項各号のいずれかに新たに該当することとなった場合の当該風俗案内業については、該当することとなった日から一年間は、適用しない。

（欠格事由）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、風俗案内業を行ってはならない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- イ 第十七条第一項の罪
- ロ 法第四十九条又は第五十条第一項（第四号から第九号までに係る部分に限る。）の罪
- ハ 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第六条の罪
- ニ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五条又は第六条の罪
- ホ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年広島県条例第十五号）第十五条第一項第三号、同条第二項、同条第三項第二号若しくは第三号、同条第四項又は同条第五項の罪
- 三 最近五年間に第十二条又は第十三条の規定による命令に違反した者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（この号において「暴力団員」という。）である者又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
- 七 法人で、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を

いう。以下同じ。）又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者（以下「役員等」という。

（）のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

別表中「（第四条関係）」を「（第七条関係）」に、「胡町一番街区から五番街区まで、銀山町、新天地一番街区、六番街区及び七番街区、田中町、流川町、西平塚町、堀川町一番街区から四番街区まで、三川町一番街区、八番街区及び九番街区、薬研堀並びに弥生町」を「銀山町五番街区から十七番街区まで、胡町二番街区及び三番街区、堀川町一番街区から三番街区まで、新天地七番街区、流川町、薬研堀、弥生町、西平塚町並びに田中町一番街区から四番街区まで」に改め、同表に備考として次のように加え、同表を別表第二とする。

備考 この表に掲げる区域は、平成二十四年一月一日における行政区画によって表示されたものとする。

附則の次に次の一表を加える。

別表第一（第三条関係）

- 一 広島市中区基町六番街区及び十一番街区から十三番街区まで
- 二 広島市中区八丁堀一番街区、四番街区から六番街区まで、十二番街区及び十四番街区から十六番街区まで
- 三 広島市中区鉄砲町一番街区、二番街区、五番街区から八番街区まで及び十番街区
- 四 広島市中区幟町十三番街区から十五番街区まで
- 五 広島市中区橋本町九番街区から十一番街区まで
- 六 広島市中区銀山町一番街区から四番街区まで及び十八番街区
- 七 広島市中区胡町一番街区及び四番街区から六番街区まで
- 八 広島市中区堀川町四番街区及び五番街区
- 九 広島市中区立町一番街区及び二番街区
- 十 広島市中区紙屋町一丁目一番街区から三番街区まで
- 十一 広島市中区紙屋町二丁目一番街区から三番街区まで
- 十二 広島市中区大手町一丁目一番街区及び二番街区
- 十三 広島市中区大手町二丁目一番街区、七番街区、八番街区及び十番街区から十二番街区まで
- 十四 広島市中区大手町三丁目一番街区から三番街区まで、七番街区、八番街区及び十番街区
- 十五 広島市中区大手町四丁目一番街区及び七番街区

- 十六 広島市中区大手町五丁目一番街区
 - 十七 広島市中区本通六番街区及び七番街区
 - 十八 広島市中区新天地一番街区、二番街区、五番街区及び六番街区
 - 十九 広島市中区東平塚町四番街区、五番街区、十番街区、十二番街区及び十三番街区
 - 二十 広島市中区田中町五番街区及び六番街区
 - 二十一 広島市中区三川町一番街区、二番街区及び七番街区から十番街区まで
 - 二十二 広島市中区袋町三番街区から五番街区まで
 - 二十三 広島市中区中町七番街区から十番街区まで
 - 二十四 広島市中区小町一番街区から四番街区まで
 - 二十五 広島市中区富士見町一番街区から四番街区まで
 - 二十六 広島市中区宝町一番街区
 - 二十七 広島市中区鶴見町一番街区から四番街区まで
 - 二十八 広島市中区国泰寺町一丁目三番街区、四番街区及び六番街区
 - 二十九 広島市中区国泰寺町二丁目三番街区
 - 三十 広島市中区中島町二番街区から四番街区まで
 - 三十一 広島市南区大須賀町九番街区及び十三番街区
 - 三十二 広島市南区松原町二番街区、五番街区及び七番街区から十二番街区まで
 - 三十三 広島市南区猿猴橋町三番街区
 - 三十四 広島市南区京橋町一番街区、十番街区及び十四番街区
 - 三十五 広島市南区的場町一丁目一番街区、二番街区及び十一番街区
 - 三十六 広島市南区金屋町二番街区及び三番街区
 - 三十七 広島市南区稲荷町一番街区から五番街区まで、七番街区及び八番街区
 - 三十八 広島市南区松川町一番街区から三番街区まで
- 備考 この表に掲げる街区は、平成二十四年一月一日におけるものとし、これを基準とした第三条第一項第二号に規定する区域の範囲は、その後において行政区画（市内の町及び街区を含む。以下同じ。）に変更があっても、これによって影響されないものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十四年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の広島県歓楽的雰囲気を過度に助

- 長する風俗案内の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条第一項の規定による届出をして風俗案内業を行っている者は、この条例による改正後の広島県歡樂的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例（以下「新条例」という。）第五条第一項の規定による届出をしたものとみなす。
- 2 前項に規定する者が、この条例の施行の際現に新条例第三条第一項各号に掲げる地域で風俗案内業を行っている場合の当該風俗案内業については、この条例の施行の日から一年を経過する日までの間は、新条例第三条第一項の規定を適用しない。
- 3 第一項に規定する者が、この条例の施行の際現に新条例第四条各号のいずれかに該当する者である場合（同条第四号の暴力団員である者に該当する場合を除く。）は、この条例の施行の日から一年を経過する日までの間は、同条の規定の適用については、同条中「該当する者は」とあるのは、「平成二十四年六月一日以後に生じた事由により該当する者は」とする。
- 4 第一項に規定する者（この条例の施行の際現に広島市中区のうち銀山町一番街区から四番街区まで及び十八番街区、胡町一番街区、四番街区及び五番街区、堀川町四番街区、新天地一番街区及び六番街区、三川町一番街区、八番街区及び九番街区並びに田中町五番街区及び六番街区において風俗案内業を行っている者に限る。）の当該風俗案内業に対する新条例第七条第三号の規定の適用については、同号中「午前零時」とあるのは「午前一時」とする。
- 5 第一項に規定する者が、この条例の施行の際現に接待風俗営業又は性風俗特殊営業を営む者から風俗案内を受託している場合については、新条例第八条第一項に規定する風俗案内を受託した場合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「平成二十四年七月一日までに」と、「確認しなければならぬ」とあるのは「確認するよう努めるものとする」とする。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する旧条例第七条及び第八条（罰則を含む。）の適用については、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。